

P1~2 中央区消費生活展2013

「突然、料金を請求された!」、 P3 「請求画面が消えない!」 アダルト情報サイトからの不当 (ワンクリック) 請求

消費生活講座 出前講座

平成25年10月

編集発行

中央区 消費生活センター **2** 03-3546-5332

ホームページ http://chuo-consumer. genki365.net/



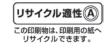
生 相 談

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、すぐ相談!!

消費生活相談専用ダイヤル **203-3543-0084**

平日(月~金曜日)午前9時から午後4時まで

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、 事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。





中央区消費活馬

日常生活に役立つ情報をパネルで提供するほか、野外ステージでは悪質商法などを題材にした漫才を行います。

また、出展団体を回るスタンプラリーもあり、 参加者には、景品(数に限りがあります)を用 意しています。

皆さんのご来場をお待ちしています。



主催	
・中央区消費生活センター	詐欺の手口あれこれ / クーリング・オフ制度について / 健康食品について / 相談窓口
• 中央区総務部危機管理課	個人で守り地域で守る、安全で安心なまちづくり
・中央区消費者友の会	平成25年度親子消費者講座報告 / 誰もがむかえる葬儀 / クリーニングの基礎知識 / 携帯電話とスマートフォンの違い

協一賛	
・パルシステム東京 暮らしを守る会	石けんは「やさしい」
• 東京電力	「でんき家計簿」のご紹介 / 悪質な勧誘にご注意下さい。
• 関東電気保安協会	電気を正しく使って快適ライフ
東京ガス	安全で快適な暮らしを!
• 東京都水道局	おいしい水は蛇口から 東京水
• 東京都下水道局	油・断・快適!下水道~下水道に油を流さないで!~
・農林水産省東京地域センター	「食」について考えよう!
• 東京都金融広報委員会	おかねの勉強、応援します

アダルト情報サイトからの不当(ワンクリック)請求

パソコンやスマートフォンの情報サイトへアクセスして何らかの項目をクリックしたところ、「いきなり高額な料金が請求された」、「請求画面が張り付いて消えない」などといった相談が数多く寄せられています。

事例 1

パソコンのアダルトサイトで年齢確認のボタンをクリックしたところ「ご入会ありがとうございます」という文言とともに、99,800円の請求金額が表示された。画面上部の×印を押して画面を閉じてもしばらくすると表示が表れてしまうし、パソコンをシャットダウンして再起動しても請求画面が出てくる。張り付いた画面を消したいがどうすればいいだろうか。

事例 2

スマートフォンで芸能人の情報サイトを検索すると動画があったのでクリックした。いきなりアダルトサイトに繋がり、数十万円を請求する表示に変わった。画面には「間違えて入会した方はこちらにメールしてください」と記載があったので、あわててメールを送信したが後日請求メールが送り付けられた。支払わなければならないだろか。





消費者へのアドバイス

○業者には絶対に連絡をしない!

突然の高額請求や画面の張り付きは、消費者を脅かして氏名や連絡先等の個人情報を入手することが目的です。 一度連絡してしまうとそれを悪用したり、繰り返し同様の請求を受ける場合があります。業者には絶対に連絡し ないようにしましょう。

○不審な請求は支払わない!

契約内容等の説明がなく、申込みの意思表示の確認がない状態では契約は成立しないため、支払いの義務はありません。執拗に請求してくる場合は、メールアドレスの変更や電話の着信拒否等の対策を講じましょう。

○パソコンに張り付いた請求画面の対処方法

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしてシステムの復元を行いましょう。 「【注意喚起】ワンクリック請求に関する相談急増!パソコン利用者にとっての対策は、まず手口を知ることから!」 をご覧ください。(https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html)

トラブルにあわないために!

アダルトサイトや不審なサイトは興味本位にアクセスしないようにしましょう。 アダルトサイト等の不当請求は日々手口が巧妙化しています。もし請求されてもあわてずに消費生活センター にご相談ください。

中央区消費生活センター

消費生活相談専用ダイヤル 03-3543-0084

生活講座 住まいを快適にするリ



うやって進めればいいのだろう?」と悩んでいま 住宅リフォーム…いざ始めようと思っても、「ど

を紹介します。 方法などリフォームで失敗しないためのポイント 講座では事業者の選び方や工事トラブルを防ぐ

寿命化リフォーム」を分かりやすく解説します。 参加ください。 住まいのリフォームに興味のある方は、ぜひご また、今の住まいで長く快適に暮らすための「長

○日時

○会場 11月19日 (火) 午後2時~4時

視聴覚室

築地社会教育会館 4 階

◎講師 対象者 区内在住・在勤・在学者

一級建築士 加藤 文

②定員 30 名 (先着順)

◎費用 無料

◎申込方法

ページの電子申請から申込みも可能 ・区のホームページ 10月11日(金)から電話で申込む (区のホーム

申込 (問合せ) 先 は、10月31日(木)までに申込んでください。 ◎2歳6カ月以上の未就学児の保育を希望する方 http://www.city.chuo.lg.jp

電話 03-3546-5332 中央区消費生活センター

や講演会に講師を派遣します。

などの団体・グループが主催する講座

町会・自治会、高齢者クラブ、PTA

☆ 講座内容 (例示)

- ・悪質商法の手口や被害と対処法
- ・クレジットの仕組み
- ・身の回りの危険(ヒヤリ・ハット)
- ・エンディングノート
- ◎出前寄席(落語、漫才、コント)と 詳しくは、ご相談ください。 合わせて利用することもできます。

⊉ 費用

無料です。

☑ 会場等

申込者が行なってください。 区内会場の手配、受講者の募集は、 (夜間や休日も対応可能です。)

原則として、派遣を希望される日の ださい。 二カ月前までに電話で申込んでく

♥ 申込方法

☆ 申込 (問合せ) 先

電話 03-3546-5332 中央区消費生活センター